栃木県権限移譲基本方針

平成 18 年 5 月

目 次

県と市町村の役割分担と権限移譲の基本的なあり方について

- 1 地方分権の確立
- 2 県の役割
 - (1)広域事務
 - (2)連絡調整事務
 - (3)補完事務
- 3 市町村(基礎自治体)の役割
- 4 これからの県と市町村の役割
- 5 移譲事務選定の基準
 - (1)地域住民の利便性向上が図られるもの
 - (2)市町村の自主性・自立性が図られるもの
 - (3) 一体的な行政運営が図られるもの
 - (4)迅速・適確な対応が可能となるもの
 - (5)市町村合併により事務処理が可能となるもの

権限移譲の進め方について

- 1 移譲対象項目の選定
- 2 権限移譲にあたっての基本原則
 - (1)市町村の選択による権限移譲
 - (2)相互の合意に基づ〈権限移譲
 - (3)計画的な権限移譲
 - (4)効率的な権限移譲
 - (5)一般事務化の推進
- 3 移譲対象項目の提示
 - (1)基本パッケージ
 - (2)選択パッケージ
 - (3)市町村規模に応じた移譲
- 4 権限移譲推進計画
 - (1)権限移譲推進計画の策定
 - (2)調整会議の開催
 - (3)移譲の時期
 - (4)権限移譲推進期間
 - (5)県民への情報提供
- 5 県の支援・措置
 - (1)人的支援
 - (2)財源措置
 - (3)その他
- 6 スケジュール

パッケージと移譲対象市町村

- 1 パッケージー覧表
- 2 権限移譲に係る移譲対象市町村の人口区分

県と市町村の役割分担と権限移譲の基本的なあり方について

1 地方分権の推進

平成 12 年 4 月の地方分権一括法の施行により、機関委任事務制度が廃止され、国と地方が「対等・協力」の関係に移行するとともに、地方自治体は自己決定・自己責任の原則の下で地域の実情に応じた行政運営を行うことが求められることとなった。

一方で、都道府県と市町村の関係についても、国と地方との関係と同様に、「対等・協力」の関係へと移行し、県と市町村が対等な協力関係の下で、地方分権型社会に相応しいパートナーシップの構築が求められることとなった。

現在、国においては、いわゆる「三位一体の改革」による地方自治の構造改革が重要課題となっているが、今後の先行きは未だ不透明な状況である。

このような中、本県においては市町村合併の進展など、市町村を取り巻く環境は大きく変化しており、まさに地方分権の確立に向けた変革の時期を迎えている。

地方分権型社会では、住民に最も身近な基礎自治体である市町村の機能が充実し、自ら 特色あるまちづくりを進めるとともに、住民の福祉の向上を図っていくことが求められ ており、地方分権の更なる推進を図る必要がある。

2 県の役割

地方自治法では、県は市町村を包括する広域の地方自治体として、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務のうち、「広域にわたるもの」、「市町村に関する連絡調整に関するもの」、「その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるもの」を処理することとされている。

(1) 広域事務

市町村の区域を越える事務であって複数の市町村にわたるもの、全県的なもの等を指す。

(2)連絡調整事務

国や都道府県と市町村との間の連絡調整、市町村相互間の連絡調整等の事務を指す。

(3)補完事務

事務の規模が大きいため、これを処理するのに大きな財政力を必要とするもの、事務の性質からして高度な技術力や専門的な能力を必要とするものについて、県が補完的に事務を行うことを指す。

3 市町村(基礎自治体)の役割

地方自治法では、上記で記している県が行うこととされる事務以外の事務を一般的に処理することとされており、住民に最も身近な地方自治体である市町村が基礎自治体として、住民の日常生活に密接に関わる事務処理を幅広く行うこととされている。

4 これからの県と市町村の役割

市町村合併の進展による基礎自治体の規模・能力等の拡大を踏まえ、市町村は住民に最も身近な総合行政の主体として、これまで以上に自主性・自立性を持ち、十分な権限によって高度化する行政事務に的確に対応できる、より専門性を兼ね備えた組織へと変化していくことが期待されており、今後は、地域住民の福祉の向上のために、地域の特色を活かして幅広い行政を担っていくことが必要である。

一方、県は、今後、基礎自治体が自立的に事務を処理することになるため、これまで事務の規模又は性質から一般の市町村では処理することが適当でないものとして県が担ってきた補完事務については、段階的に縮小していく一方、今後も市町村に関する連絡調整事務については継続して取り組むとともに、広域事務については市町村合併により基礎自治体が広域化することを踏まえ、より全県的なものを中心に取り組んでいく必要がある。

5 移譲事務の基準

これからの県と市町村の役割を踏まえ、「基礎自治体優先」の考え方に基づき、市町村の規模・能力に応じて、県の有する権限を積極的に移譲していくことが必要である。

このため、以下に掲げる5項目のいずれかに該当するものについては、原則として市町村が担っていくことが望ましいと考えられる。ただし、事務処理件数が著しく少なく、県で処理することが効率的であると認められるものは除くものとする。

(1)地域住民の利便性向上が図られるもの

市町村で事務処理が行われることにより、住民の負担が軽減され、住民の利便性の向上が図られる事務

(2)市町村の自主性・自立性が図られるもの

地域住民の意向を反映した意思決定や地域の特色を活かした行政施策の展開が可能 となる事務

(3) 一体的な行政運営が図られるもの

既に市町村で処理している事務と関連する事務を移譲することにより、市町村において一体的な行政運営が可能となる事務

(4)迅速・適確な対応が可能となるもの

事務処理の迅速化や地域の実情に応じたより適確な対応が可能となる事務

(5)市町村合併により事務処理が可能となるもの

市町村合併により、その規模や能力が拡大したことにより、市町村において処理する ことが可能となる事務

なお、現在、法制度により市町村への権限移譲が不可能なケースについては、県と市町村の共通理解の下、市町村の要望を踏まえ、国に対して積極的に法律改正の要望を行っていくものとする。

権限移譲の進め方について

1 移譲対象項目の選定

県では、「 県と市町村の役割分担と権限移譲の基本的なあり方について」の「これからの県と市町村の役割分担」及び「移譲事務の基準」等を踏まえ、県が有する権限(6,208項目)について、市町村が担うことが望ましい権限と引き続き県が担うべき権限の整理を行った。

如巳	役割分担				既移	譲済	27 山東29	合計	
部局	県	県		市町村		比率	経由事務	口削	
総務部	243	98.4%	4	1.6%	2	50.0%	0	247	
企画部	118	86.8%	18	13.2%	1	5.6%	0	136	
生活環境部	340	42.3%	464	57.7%	83	17.9%	33	804	
保健福祉部	894	59.4%	610	40.6%	46	7.5%	506	1,504	
商工労働観光部	400	61.3%	252	38.7%	62	24.6%	5	652	
農務部	805	96.1%	33	3.9%	14	42.4%	0	838	
林務部	311	63.6%	178	36.4%	33	18.5%	0	489	
土木部	594	45.4%	715	54.6%	185	25.9%	142	1,309	
教育委員会	191	83.4%	38	16.6%	15	39.5%	67	229	
合 計	3,896	62.8%	2,312	37.2%	441	19.1%	753	6,208	

県が有する権限のうち、市町村の役割として整理した 2,312 項目の内訳は、以下のとおりである。なお、表中の 法令移譲とは、法令に定めた要件を満たした場合(福祉事務所の設置や中核市になるなど)に、権限が自動的に市町村に移るものを指す。

項目	総務	企画	生環	保福	商工	農務	林務	土木	教育	合言	†
市町村に移譲可能(新規)	2	17	38	12	20	15	145	122	2	373	
特定の市町村へ移譲可(新規)	0	0	151	167	21	4	0	80	0	423	
一部移譲済全市町村へ拡大	0	0	0	7	0	0	0	0	0	7	972
一部移譲済特定市町村へ拡大	0	0	20	5	0	14	0	73	0	112	
移譲内容を拡大	0	0	0	0	0	0	12	45	0	57	
移譲済	2	1	63	34	62	0	21	67	15	265	
法令移譲	0	0	159	378	0	0	0	328	16	881	
法制度等の理由により移譲不可	0	0	0	7	0	0	0	0	5	12	
スケールメリットの観点で移譲不適		0	33	0	149	0	0	0	0	182	
合計	4	18	464	610	252	33	178	715	38	2312	

これら 2,312 の権限のうち、既に移譲済であるもの、法改正が必要なもの等、及び保健所設置市や福祉事務所設置町になることで権限が市町村に移るもの等として整理したもの、スケールメリットの観点から引き続き県が担うことが適当であると整理したものを除く、972(42.0%)の権限を市町村への移譲対象項目として選定した。

県が選定したこれらの移譲対象項目について、以下の基本原則に基づき、権限移譲を 進めることとする。

2 権限移譲に当たっての基本原則

(1)市町村の選択による権限移譲

市町村が自らの判断により、移譲項目を選択することができるものとする。

(2)相互の合意に基づく権限移譲

移譲する権限の内容や時期等については、県と市町村が十分に協議を重ね、相互の 合意の下、権限移譲を進めることとする。

(3)計画的な権限移譲

市町村合併など個々の市町村の実情を踏まえ、計画的な権限移譲を推進することとする。

(4)効率的な権限移譲

原則として二分の一以上の市町村が移譲を希望する権限については、市町村と協議のうえ、一律に移譲することを検討することとする。

(5)一般事務化の推進

市町村で書類を受理し、県等で許認可等を行う「経由事務」については、許認可等の権限を一括して移譲する「一般事務化」を検討することとする。

3 移譲対象項目の提示

(1)基本パッケージ

二分の一以上の市町村が移譲を希望する権限や、移譲することにより県の効率的な事務執行に資する権限などについては、同時期に移譲する基本パッケージとして(3)に掲げる市町村規模ごとに提示する。

(2)選択パッケージ

市町村が権限を選ぶことの出来る権限を選択パッケージとして、(3)に掲げる市町村規模ごとに提示する。このうち、関連性のある複数の権限については、市町村において一体的に処理することができるよう、まとめて移譲するものとして整理する。

(3)市町村規模に応じた移譲

権限の移譲に当たっては、県内市町村の執行体制の状況等を勘案し、全市町村、人口 7万5千人以上の市、人口 15万人以上の市、中核市の4区分によることとする。 ただし、人口区分は、概ねの基準であり、要件に満たない場合でも市町村の要望に応じ、弾力的に検討することとする。

以上の考え方に基づいて権限を整理した結果は「 - 1パッケージー覧表」に掲載した。

4 権限移譲推進計画

(1)権限移譲推進計画の策定

県は各市町村と協議のうえ、権限移譲推進計画を策定し、その計画に沿って権限を 移譲する。

また、権限移譲推進計画は、権限移譲推進期間内において、毎年度見直しを行う。

(2)権限移譲推進期間

権限移譲推進計画に基づき、権限移譲を推進する期間は、平成 19 年度から平成 22 年度までとする。

(3)調整会議の開催

権限移譲推進計画の策定・見直しに当たり、全市町村を対象とした「市町村権限移譲調整会議」を開催し、協議・調整を行う。

(4)移譲の時期

権限移譲の時期は、原則として毎年 4 月 1 日とする。ただし、法令改正や合併等の 特段の事情がある場合には、個別に協議を行い、移譲時期を決定する。

(5)県民への情報提供

県及び市町村は、権限移譲推進計画に基づく移譲が円滑に進むよう、各種広報等により県民及び関係機関に周知するものとする。

5 県の支援・措置

(1)人的支援

市町村職員の実務研修制度の活用

権限移譲に伴う事務の習得、地方分権の推進に伴う職員の政策形成能力の向上等を目的として研修を実施する。

県職員の市町村派遣制度

権限移譲に伴い、一定の資格や専門的な知識・技術が必要とされている職種について市町村での育成が困難な場合には、市町村の要請に応じて、県職員を派遣する。

県及び市町村職員の相互交流制度

上記派遣制度と同様に権限移譲に伴う業務援助派遣について、相互交流制度を活用する。

(2)財源措置

市町村総合交付金

県は、栃木県市町村総合交付金交付要綱に基づき、事務処理に要する経費について適切に積算し交付する。

なお、社会経済情勢の変化等に伴い、交付金の算定が著しく実情に合わない場合 には、市町村と協議を行い必要に応じて見直すこととする。

権限移譲促進特別交付金

権限移譲推進期間内において、県が指定する年度に基本パッケージが移譲される 場合には、住民への広報費等移譲の準備に要する経費の一部を初年度に限り交付す る。

また、基本パッケージに加えて選択パッケージが移譲される場合にも、基本パッケージを移譲する場合に準じて交付する。

(3)その他

説明会の開催

県は、移譲される権限について、あらかじめ市町村職員に対する説明会を開催する。

事務処理マニュアルの配布

県は、移譲後の事務処理が円滑に進むよう、必要に応じて、移譲事務に関する事務処理マニュアルを作成し、市町村に配布する。

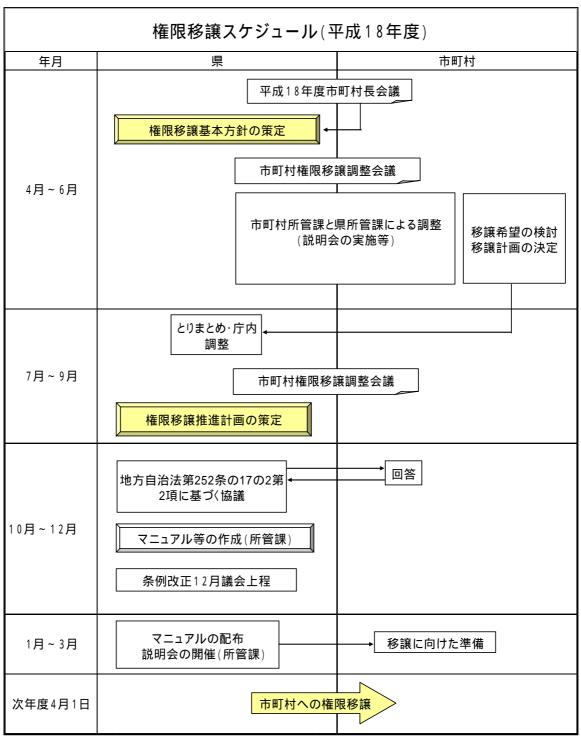
適切な事務引継

県は、移譲される権限に関する文書を整理し、適切に事務の引継を行う。

情報提供等

県は、権限移譲後においても、法令改正や事務処理に関する情報提供等を適切に 行うとともに、必要に応じて助言を行う。

6 スケジュール



^{*}市町村権限移譲調整会議は、必要に応じて開催する。

パッケージと移譲対象市町村

1 パッケージー覧表

				·····································					
出せて、土田	登中7.7.70 4十	·児童福祉法		・自然公園条例 ・ふるさと街道景観条例 ・自然環境保全緑化条例	·水道法 ·小規模水道条例				
# ↓ · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	平成21年度 ·屋外広告物法					· 晨地法 · 租税特別措置法 · 農業振興地域整備法		·薬事法 ·毒物劇物取締法	
世史で、背景	平成20年度 ·森林法(保安林) · 入会林野法	· 大規模小売店舗立地法		·特優良賃住宅供給促進法 ·高齢者の住居安定確保法 ·都市再開発法		・都市計画法(開発行為許可) ・宅地造成等規制法 ・土地区画整理法		・都市再開発法	
世 共 5 元 元	平成 19年度 - 地方自治法 - 国土利用計画法 - 火紫類取締法 - 小規模事業者支援法 - 休業価種法 - 烏獸保護法 - 烏獸保護法 - 學身赴任手当規則		- 介護保険法	·特定非営利活動促進法 ·土砂条例 ·森林法(林地開発)	·流通業務市街地整備法 ·都市緑地法(管理機構) ·都市綠地法(保全計画) ·土砂災害防止対策法 ·屋外広告物条例		· 悪臭的止法 · 驅音規制法 · 振動規制法 · 生活環境保全条例 · 大気汚染的止法 · 水質汚濁的止法 · 分省方半シン類対策特別措置法 · 公害防止管理者法 · 公害防止管理者法 · 全害防止管理者法	· 医療法 ·精神保健福祉法	・人にやさしいまちづい条例・建築基準法(建築許可等)・建築基準条例・衛市計画法・衛市計画法・衛市計画法・最和金の・最和金の・
	全市町村	人口7万5千人以下9万万万	中核市	全市町村		人口7万5 千人以上の 市	人口15万 人以上の市	中核市	特定行政庁
	基本 パッケージ (必須)			選択 バッケージ					

		平成19年度				
基本 パッケー ジ (必須)	全市町村	・市町村の区域内に新たに生じた土地に関する事務(地方自治法) ・土地に関する権利の移転等に関する事務など(国土利用計画法) ・火薬類の消費等の許可等に関する事務など(煙火の消費に限る)(火薬類取締法) ・基盤施設計画の認定に関する事務など(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律) ・生産事業者等の登録に関する事務(林業種苗法) ・鳥獣捕獲等許可に関する事務など(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律) ・市町村立学校職員の単身赴任手当の支給に関する事務(単身赴任手当の支給に関する規則) ・市町村立学校職員の児童手当の支給に関する事務(児童手当法)				
	人口7万5 千人以上 市					
	中核市	・指定居宅サービス事業者の指定等に関する事務など(介護保険法)				
選択 パッケー ジ	全市町村 ・NPO法人の設立認証等に関する事務(特定非営利活動促進法) ・不適切な土砂の埋立て等の禁止に関する事務(栃木県土砂等の埋立て等によ 壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例) ・林地開発の許可に関する事務(森林法) ・流通業務地区内の規制等に関する事務(流通業務市街地の整備に関する法律 ・緑地保全計画に関する事務など(都市緑地法) ・緑地管理機構に関する事務(都市緑地法) ・特定開発行為の許可等に関する事務(土砂災害警戒区域における土砂災害防 策の推進に関する法律) ・景観保全型広告整備地区に関する事務(栃木県屋外広告物条例) ・組合の設立認可等に関する事務(農住組合法)					
	千市 一口以 一中 村定 一中 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	・規制地域の指定等に関する事務(悪臭防止法) ・規制地域の指定等に関する事務など(騒音規制法) ・規制地域の指定等に関する事務(振動規制法) ・深夜騒音における音響機器の使用の禁止地域の指定等(栃木県生活環境の保全等に関する条例) ・ばい煙発生施設等に係る規制に関する事務など(大気汚染防止法) ・特定事業場に係る規制に関する事務など(水質汚濁防止法) ・特定施設に係る規制にかんする事務など(ダイオキシン類対策特別措置法) ・土壌汚染状況調査に関する事務(土壌汚染対策法) ・公害防止統括者等の選任等に関する事務(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律) ・ばい煙、粉じん及び排出水に係る規制に関する事務など(栃木県生活環境の保全等に関する条例) ・化学物質排出量等に関する事項の届出等に関する事務(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律) ・病院の開設事項の一部変更認可に関する事務など(医療法) ・精神障害者の診察及び措置入院に関する事務など(精神保健福祉法) ・公共的施設の整備等に関する事務(栃木県ひとにやさいまちづ(り条例) ・建築統計の作成に係る事務など(建築基準法)				
	11	・建築統計の作成に係る事務など(建築基準法)・認定に関する事務(栃木県建築基準条例)・建築の許可に関する事務(都市計画法)・景観形成重点地区に関する事務など(栃木県景観条例)				

		平成20年度
基本 パッケー ジ (必須)	全市町村	・保安林の制限に関する事務(森林法) ・保安施設地区の制限に関する事務(森林法) ・入会林野整備計画の許可等に関する事務(入会林野が単一市町村区域である場合に限る)(入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律)
	人口7万5千人以上市	・大規模小売店舗の新設の届出等に係る事務(大規模小売店舗立地法)
	中核市	
選択 パッケー ジ	全市町村	・特定優良賃貸住宅の供給計画の認定に関する事務(特定優良賃住宅供給促進法) ・高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定に関する事務など(高齢者の住居の安定確保に関する法律) ・市街地再開発促進区域内に係る行為の許可等に関する事務など(都市再開発法)
	人口7万5	
	千人以上	・開発行為の許可に関する事務(都市計画法) ・宅地造成工事規制区域内における宅地造成に係る工事の許可等に関する事務(宅地造成等規制法) ・土地区画整理組合の設立認可に関する事務など(土地区画整理法) ・建替組合設立の認可等に関する事務など(マンションの建替えの円滑化等に関する法律)
	人口15万	<u> </u>
	人以上市	
	中核市	・市街地再開発組合の設立認可等に関する事務など(都市再開発法)
	特定行政庁	
	ļ	

		平成21年度
基本 パッケー ジ	全市町村	・屋外広告物の許可等に関する事務など(屋外広告物法・栃木県屋外広告物条例)
(必須)		
	人口7万	
	5千人以 上市	
	中核市	
選択 パッケー	全市町村	
ジ		
	人口7万 5千人以 上市	・農地等の転用許可等に関する事務など(農地法) ・所轄税務署長への通知に関する事務(租税特別措置法) ・農用地区域内における開発行為の許可等に関する事務(農業振興地域の整備に関する法律)
	人口15 万人以上	
	市	
	中核市	・薬局開設の許可及び休廃止等に関する事務など(薬事法) ・業務上取扱者の届出等に関する事務(毒物及び劇物取締法)
	特定行政	

		平成22年度
基本 パッケー ジ (必須)	全市町村	
	人口7万 5千人以 上市	・認可外保育施設に関する事務(児童福祉法)
	中核市	
選択 パッケー ジ	全市町村	・特別地域の行為許可、届出に関する事務など(栃木県立自然公園条例) ・街道景観形成基準に基づく指導、勧告に関する事務など(とちぎふるさと街道景観条例) ・県自然環境保全地域特別地区内における行為の許可に関する事務など(自然環境の保全及び緑化に関する条例)
		・専用水道に関する事務など(水道法) ・小規模水道に関する事務(小規模水道条例)
	人口7万 5千人以 上市	
	人口15 万人以上 市	
	中核市	
	特定行政庁	

2 権限移譲に係る移譲対象市町村の人口区分

宇都宮市(458,107) 【中核市】 小山市(160,315) 【人口15万人以上の市】	足利市(159,510)		
佐野市(123,902) 日光市(93,909) 【人口7万5千人以上の市】	那須塩原市(115,195) 栃木市(82,220)	鹿沼市(104,043) 大田原市(79,022)	
真岡市(66,445)	下野市(59,202)	さくら市(41,473)	矢板市(33,593)
那須烏山市(31,076)	壬生町(40,085)	河内町(35,242)	上三川町(31,662)
高根沢町(31,007)	大平町(28,959)	那須町(26,628)	野木町(25,925)
益子町(25,101) 二宮町(16,674)	那珂川町(19,758) 芳賀町(16,381)	岩舟町(18,962) 茂木町(16,349)	藤岡町(17,959) 塩谷町(13,327)
都賀町(13,578) 【全市町村】	市貝町(12,380)	上河内町(9,526)	西方町(6,967)

^{*}人口については平成18年3月1日現在の市町村の人口を元に作成しているため、日光市の人口については、合併前の構成市町村人口を合算している。